

令和 6 年 度

第 12 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 7 年 3 月 28 日（金）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和 6 年度 第 12 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 28 日 (金) 午後 3 時 20 分

会 場 ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12 名)

1 番	長井	3 番	竹原	8 番	小山
10 番	五十嵐	11 番	笠原	17 番	高波
18 番	田鹿	19 番	中嶋	21 番	大島
5 番	橋本	7 番	滝沢	12 番	長瀬

(2) 農地利用最適化推進委員 (18 名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山		
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	平野
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	
(三和区)	福原	高橋	

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	石澤
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	吉田
頸城区駐在室	主 任	閨間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

5 番 橋本 7 番 滝沢

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第4号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後３時 20 分 それでは、これより令和 6 年度第 12 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 12 名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 18 名、欠席推進員 1 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 5 番 橋本委員、 7 番 滝沢委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 17 番 高波委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」 ご報告いたします。 議案書は 1 頁、番号 2125 番と 2126 番をご覧ください。 番号 2125 番は、耕作者の労力不足のため、番号 2126 番は、貸し人の要望による合意解約であり、解約後、他者へ貸付です。 備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」 ご説明いたします。 議案書は 2 頁をご覧ください。 番号 2101 番は、譲渡人の財産整理のため、譲受人に相談したところ合意に至ったことから、売買により所有権移転するものです。 譲受人は、農業経営を新規に開始するため、経営面積は空欄となっています。 譲受人の話では、過去、安塚区内の実家での農業経験があるとのこと。 申請農地は、水稻を作付ける予定です。 番号 2102 番は、譲受人が耕作地拡大のため、隣接地の譲渡人から売買により所有権移転するものです。 申請農地については、荒れているため、現況「原野」となっていますが、譲受人が整地をして、農地として利用する予定です。 受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	申請の 2 件とも、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 7 件をご説明いたします。議案書は 3 頁と 4 頁をご覧ください。 番号 2143 番から 2145 番まで、及び 4 頁、番号 2149 番の 4 件は、前耕作者の労力不足により、近隣の農業者に新規に設定するもので、期間は 5 年です。 4 頁、番号 2146 番は、前耕作者の要望により、近隣の農業者に新規に設定するもので、期間は 5 年です。 2147 番と 2148 番は、いずれも再設定です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	≪浦川原区駐在室の議案≫ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁から 3 頁をご覧ください。番号 2504 番から番号 2517 番の 14 件です。 すべて合意解約です。解約理由は、現在の耕作者の労力不足によるものです。返還後の利用計画は、番号 2504 番、2505 番は他者へ貸付予定。それ以外は休耕です以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u>
議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。4 頁、番号 2508 番をご覧ください。 対象農用地は 4 筆、期間満了に伴う再設定です。 対象農用地は 5 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 2 件を説明いたします。6 頁、番号 2501 番、番号 2502 番の 2 件です。 効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。 具体的な対象農地は、7 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜大島区駐在室の議案＞</u> 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1 頁をご覧ください。 番号 2913 番から 2916 番の 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は 2913 番が他者へ売却、2914 番及び 2915 番が他者へ貸付、2916 番が他者へ貸付予定です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議 長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u><議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></u> 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」ご説明いたします。 議案書の 2 頁をご覧ください。 番号 2901 番は、大島区岡地内の農地を資材置場に転用するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 譲受人は、生コン製造業を営んでいますが、経営規模拡大により資材等の保管場所が不足したため、申請農地を取得し資材置場として利用するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第二種農地と判断しました。 転用にあたり、雨水は隣接する側溝への排水と地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 22 件をご説明いたします。 議案書は 5 頁、番号 2955 番から 9 頁、2976 番をご覧ください。

	番号 2955 番から 2965 番の 11 件は、いずれも渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。番号 2966 番から 2976 番の 11 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。 これら 22 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 議案書は 1 頁、番号 3426 番から番号 3432 番の 7 件をご覧ください。 いずれの案件も合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕又は他者へ貸付予定です。 なお、2 頁、番号 3431 番及び 3432 番は、中間管理機構を介した契約の解約になります。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 9 件を説明いたします。 3 頁、番号 3434 番から番号 3442 番の 9 件をご覧ください。 番号 3434 番から番号 3441 番は、これまで耕作していた法人が解散するため、近隣の担い手が、新たに相對契約で利用権を設定するもので、期間は 10 年です。 番号 3442 番は、渡人の労力不足により、近隣の担い手に新たに貸し付けるもので、期間は 5 年です。 なお、これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。 6 頁、番号 3303 番から番号 3305 番をご覧ください。 番号 3303 番は、災害復旧工事が完了したことにより、新たに利用権を設定するものであり、期間は 5 年です。 番号 3304 番は、これまで相對契約であった契約を、期間満了に伴い、農地中間管理機構を介した契約として、新たに利用権を設定するもので、期間は 5 年です。

議 長	番号 3305 番は、これまで相対契約であった契約を解約し、農地中間管理機構を介した契約として、新たに利用権を設定するもので、期間は 10 年です。 なお、対象農用地等リストは、7 頁から 12 頁のとおりです。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 1 件を説明いたします。 13 頁、番号 3306 番をご覧ください。 旧耕作者が労力不足により耕作が出来なくなったことから、近隣で耕作している新たな耕作者へ貸借権を移転するものです。 対象農用地等リストは、14 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜柿崎区駐在室の議案＞</u> 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3720 番から 6 頁、番号 3751 番をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、経営基盤法再契約 2 件、親族への贈与 1 件、休耕、一部他者へ貸付 4 件、他者へ売却 1 件、他者へ貸付 19 件、休耕 5 件です。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u>
議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 7 頁、番号 3702 番から 8 頁、3707 番までの 6 件です。 3702 番は、耕作を継続する意向がある受人へ農地を贈与するものです。 3703 番、3704 番は経営規模拡大のため、3705 番から 3707 番は、営農を開始する受人が農地を取得するものです。現地確認ができない箇所については、航空写真などにより、確認いたしました。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	<u>＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u>
議 長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 9 頁、番号 3701 番は、柿崎区高寺地内の農地を「工事ヤード」として一時転用するものです。 10 頁に位置図、11 頁、12 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 申請事由は、ガスパイプ架設工事に伴い、申請農地を工事ヤードとして利用するものです。 工事期間は、4 月 1 日から 7 月 31 日までです。 申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地であることから、第一種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を使用することが必要であると認められるため、許可は可能となります。 土地利用計画は、現場事務所及び資機材置場で、必要最小限の面積の転用となることから、計画は妥当と判断しました。 隣接する農地の所有者、農家組合長、町内会長からは同意を得ており、また、転用者、農地の所有者から周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書が提出されています。工事完了後は、速やかに農地に復旧する計画です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長 柿崎区 駐在室 議 長 議 長 柿崎区 駐在室 議 長 議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。13 頁をご覧ください。 番号 3929 番は、財産整理のため、利用権を設定している受人へ売買により、所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 続きまして、貸借権設定 187 件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 187 件を説明いたします。14 頁、番号 3742 番から 51 頁、番号 3928 番をご覧ください。 3742 番から 3745 番は、前耕作者の労力不足に伴い、新たな耕作者と貸借権を設定するものです。 22 頁、3782 番から 3784 番は、経営規模拡大を図る受人へ貸し付けるものです。27 頁、3807 番、51 頁、3928 番は作業委託から賃貸借契約に変更するものです。3809 番から 28 頁、3811 番、3814 番、29 頁、3815 番から 32 頁、3831 番、34 頁、3843 番は前耕作者の労力不足により、近隣の耕作者へ貸し付けるものです。32 頁、3832 番は農協を通じた転貸が満了したため、相対契約に変更するものです。3833 番は、期間満了に伴い、新規に設定するものです。終期は他の筆と合わせるものです。その他の案件は、契約期間満了に伴う再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
--	--

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。 52 頁、番号 3715 番、3716 番をご覧ください。 番号 3715 番、3716 番は、契約期間満了に伴う再設定です。 対象農用地等リストは、53 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜大潟区駐在室の議案＞</u> 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁、番号 4605 番から 7 頁、4635 番までの 31 件をご覧ください。

	1 頁、番号 4605 番から 4 頁、4622 番までは相対契約の解約分。4 頁、番号 4623 番から 7 頁、4635 番までが農地中間管理機構を介しての解約分となっています。これは朝日池北部の圃場整備に係る案件です。 4 頁、番号 4622 番は法改正を見越した解約で、再度、同氏へ貸付を行う予定。それ以外の 30 件は農地中間管理機構を通して、貸付を行う予定となっています。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件ではありますが、一部、世代交代が行われたことから、解約と機構との契約者が違うことを申し添えます。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u><報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></u> 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」報告いたします。 8 頁、番号 4603 番、4604 番をご覧ください。 4603 番は、大潟区下小船津浜地内の農用地で譲渡人の財産整理。譲受人の自宅駐車場の拡充と区画整理ために転用するものです。 4604 番は、大潟区犀潟地内の農用地で、一般個人住宅を建設するために転用するものです。 4603 番は主要県道と宅地に挟まれた極小地。4604 番は市道と宅地に囲まれた土地です。いずれも住宅団地内にあり、転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。 9 頁、番号 4687 番をご覧ください。 本件はもともと労力不足により貸借権を設定し、譲受人が耕作を行っていましたが、同地での圃場整備を見据え、売買による所有権移転をするものです。 本案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	続きまして、貸借権設定 1 件について、事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。 10 頁、番号 4688 番をご覧ください。本件は報告第 1 号の関連案件で、法改正を見越し、今回の解約・再契約の手続きを経て、10 年の再設定となっています。本案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長	<議案第２号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について> 議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 35 件を説明いたします。11 頁、番号 4612 番から 18 頁、番号 4645 番までをご覧ください。 まず 13 頁、番号 4620 番、4621 番は所有者の労力不足によるもので、農地集積のため、農地中間管理機構を通して契約を行います。契約期間は 10 年となっています。 それ以外の 33 件は、報告第 1 号でもお伝えしましたが、〇〇の圃場整備に係る案件で、いままで自作または相対契約であったもの及び、今回、農地中間管理機構との解約を経たものを、農地中間管理機構を通した新規または再契約とするもので、契約期間は 20 年となっています。 なお、自作地の賃借料は無償となっていることを申し添えます。 具体的な対象農地は、19 頁からの対象農用地リストのとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
〇〇委員	9 頁では〇〇となっている、他の頁では〇〇となっている。住所を見ると同じ番地であるがどちらが本当なのか。また、9 頁での経営面積とその他の頁では経営面積が違う。どちらが正しいのか。
大潟区 駐在室	転記ミスで〇〇となっているのが正しいです。経営面積については面積が大きい方が正しいです。修正をいたします。誠に申し訳ありません。
〇〇委員	了解した。
議 長	他に質問等ありませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 1 頁、番号 5309 番から、8 頁、番号 5347 番をご覧ください。 すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5345 番から 5347 番は他者へ貸付、他は経営基盤法再契約です。 備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜<u>報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞ 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。 9 頁、番号 5301 番から番号 5302 番の 2 件を受理しました。 転用目的は、工場建設です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 10 頁、番号 5301 番をご覧ください。 相続人が不在の農地について、家庭裁判所の許可のもと、相続財産清算人が処分するものです。 なお、現地確認につきましては、積雪のため現地へ赴くことができず、航空写真などで確認をいたしました。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 79 件を説明いたします。11 頁、番号 5388 番から 27 頁、番号 5466 番をご覧ください。 11 頁、番号 5388 番から 17 頁、番号 5416 番は新規に貸借権を設定するものです。 それ以外の案件については、経営基盤法再契約や契約期間満了に伴う再設定です。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	す。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 31 件をご説明いたします。 議案書は 28 頁、番号 5305 番から 34 頁、番号 5335 番までをご覧ください。 番号 5305 番から番号 5332 番は、〇〇解散により、また、番号 5333 番、5334 番は、旧耕作者の労力不足に伴い、新たに農地中間管理機構を介し、利用権を設定するものです。番号 5335 番は、契約期間満了に伴う再設定です。 具体的な対象農用地等リストは、35 頁から 39 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<議案第 4 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室	議案第４号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 11 件を説明いたします。40 頁、番号 5301 番から 42 頁、番号 5313 番までをご覧ください。 本案件は、父親から息子へ貸借権を移転するものです。 対象農用地等リストは、43 頁から 44 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁、6319 番から 8 頁、6359 頁の 41 件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、基盤法再契約が 5 件、圃場整備事業に伴う中間管理機構へ貸付が 22 件、中間管理機構へ貸付予定が 14 件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件について、説明いたします。 9 頁、番号 6404 番から 6405 番までの 2 件をご覧ください。 いずれも譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	続きまして、貸借権設定 14 件について、事務局の説明を求めます 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定 14 件を説明します 10 頁、番号 6406 番から 13 頁、番号 6419 番をご覧ください。 10 頁、番号 6406 番から 11 頁、番号 6410 番の 5 件は、期間変更に伴って合意解約した後、貸借権設定を行うものです。 また 11 頁、番号 6411 番から 13 頁、番号 6419 番の 9 件は新規設定であり、いずれも賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。 これら 14 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」を説明します。 14 頁、番号 6237 番から 19 頁、番号 6262 番の 26 件をご覧ください。 14 頁、番号 6237 番から 19 頁、番号 6261 番の 25 件が、圃場整備事業実施に伴い、利用集積計画により、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 また、19 頁、番号 6262 番の 1 件が、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。 具体的な対象農地は、20 頁から 33 頁までの対象農用地リストのとおりです。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 4 件を説明いたします。 34 頁、番号 6208 番から 35 頁、番号 6211 番をご覧ください 34 頁、番号 6208 番から 35 頁、番号 6211 番の 4 件は、現耕作者の労力不足に伴い、近隣で耕作する担い手へ貸借権を移転するものです。 対象農用地等リストは、35 頁のとおりです。 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 議案書は 1 頁、番号 8601 番及び番号 8602 番をご覧ください。 これらの案件は、労力不足により、譲受人へ所有権を移転するものです。 現地については積雪があったことから航空写真などで確認しております。 なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	＜<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。

議 長	議案書は2頁、番号8642番及び番号8643番をご覧ください。 これら案件は、労力不足により、譲受人へ所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長 三和区 駐在室	続きまして、貸借権設定79件について、事務局の説明を求めます。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定79件を説明いたします。 議案書は3頁から19頁までをご覧ください。 3頁、番号8644番及び番号8645番は、取得した農地を所属している法人に貸し付けるものです。 その他の案件は、契約期間満了による再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長 三和区 駐在室	<u>＜議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。 議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定2件をご説明いたします。

	議案書は 20 頁、番号 8610 番及び番号 8611 番をご覧ください。 全て契約期間満了に伴う再設定です。 具体的な対象農用地等リストは、21 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 6 年度第 12 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後 4 時 31 分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____